

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第56号

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則の一部を改正する規則

知事等の給与等の特例に関する条例第1条第4項及び第2条第2項の職員及び割合を定める規則（平成23年香川県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合） 第1条 知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号。以下「特例条例」という。）第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員は、平成18年4月1日以降に給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項に規定する給料表及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第5条第1項に規定する給料表をいう。）の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員のうち、同日の前日において給料表異動があったものとした場合に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県人事委員会規則第9号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第26条第1項の規定の例により同日において決定されることとなる職務の級が次の各号に掲げる職務の級となる職員とし、特例条例第1条第4項及び第2条第2項の<u>100分の0.6</u>を超えない範囲内で規則で定める割合は、<u>100分の0.6</u>とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>（特例条例第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員及び割合） 第1条 知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号。以下「特例条例」という。）第1条第4項及び第2条第2項の規則で定める職員は、平成18年4月1日以降に給料表（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項に規定する給料表及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第5条第1項に規定する給料表をいう。）の適用を異にする異動（以下「給料表異動」という。）をした職員のうち、同日の前日において給料表異動があったものとした場合に、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県人事委員会規則第9号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）第26条第1項の規定の例により同日において決定されることとなる職務の級が次の各号に掲げる職務の級となる職員とし、特例条例第1条第4項及び第2条第2項の<u>100分の1.5</u>を超えない範囲内で規則で定める割合は、<u>100分の1.5</u>とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>附 則</p> <p>2 この規則は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。